

基本目標1:当事者である子どもの権利が守られる(第2章 当事者である子どもの権利擁護 計画P4~10)

○目指すべき姿

・社会的養育の当事者である子どもが、自らの意思を表明し、大人がそれらをきちんと酌み取った上で、子どもの最善の利益を考慮した適切な養育や支援が行われる社会を実現します。

○取り組む内容

- ・様々な場面で、子どもが自分の権利について学ぶ機会を設けるとともに、子どもの意見を聴く仕組みを検討します。
- ・一時保護所の生活環境改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備の促進を図ります。

○具体的な取組

第1節 子ども自身もつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
(1)子どもアンケートの実施 ①社会的養育を必要とする子どもたちの意見を今後の施策に反映させていくため、これらの子どもを対象としたアンケート調査を実施【県】 ②2回目以降のアンケートについては、第1回の結果やその分析を踏まえ、対象者、実施方法等を十分に検討した上で、実施【県】	【県】令和2年12月から翌年3月まで、児童福祉施設入所・里親等委託措置となっている小学生以上の児童(505名)を対象にアンケート調査を実施し、456人の児童から回答を得た。	【県】アンケート結果を踏まえ、関係機関の意見を伺いながら、可能な取組を実施していく。
(2)一時保護 ①入所児童に対する一時保護所のしおりの配付、保護所内への意見箱の設置、保護所退所時の子どもへアンケートの実施及び保護所の生活がさらに快適なものとなるための検討、保護解除後の処遇の決定に当たり子どもの意向を十分聴取し援助方針の策定に反映…の取組を継続【児相】 ②第三者評価の導入や第三者が子どもの意見を聴く体制の整備に向けた検討【県・児相】	【児相】①一時保護所への入所時に「しおり」を用いて説明。意見箱の設置や退所時アンケートを実施し、保護所係会において生活改善について検討している。保護児童との面接時に今後の見通しを可能な限り伝えるほか、保護の解除に当たり児童の意向を聴取している。 ②一時保護所について、年1回自己評価を実施している。	【児相】①引き続き、取組を継続して行く。保護所係会において、定期的に所内ルールの見直し等を行う。 ②令和3年4月から一定の児童について、契約弁護士(第三者)による保護中の面接(意見聴取)を試行し始めた。 第三者評価の受審について、検討が必要である。
(3)児童養護施設等 ①全施設で苦情解決のため意見箱を設けており、引き続きこれらの活用を図るとともに、第三者評価を受審しており、引き続き計画的に受審【施設】 ②入所児童の権利擁護に当たり、子どもの権利ノートを配付【施設】 ③多くの児童養護施設が、CAPワークショップを定期的に開催。県としても施設にワークショップ実施を推奨するとともに、CAPと連携した取組について検討【県】 ④優れた施設の権利擁護の取組について、研修会等を通じ情報共有を図る【県】	【施設】①全ての乳児院・児童養護施設で意見箱の設置、苦情解決責任者・受付担当者・第三者委員の配置(依頼)等の苦情受付体制を整えている。実際の苦情等の受付については、0件~108(児童の要望等含む)件と幅がある。 ②原則として、児童相談所にて入所前に権利ノートを配付して説明しているが、施設で重ねて説明する場合も多い。 ③CAPについては、児童養護施設9施設で実施(コロナ過の影響で実施しなかった施設もあった。)	【県】③・④について具体的な取組を検討する。
(4)里親等 ①児童相談所から子どもの権利ノート(里親版)を配付し、施設と同様に説明【児相】 ②里子に関わる様々な主体が権利擁護を支援するしくみの構築に向け、関係者による検討を実施【県】	【児相】(施設入所児童と同様)委託時に児童(又は保護者)に「子どもの権利ノート」を配付して説明している。 【県】②ファミリーホームにおいて重大な被措置児童虐待が発生したことを受け、里親・ファミリーホームに委託されている全ての児童を対象に、緊急的に個別面接を実施した。(今後も定期的に継続。)	【児相】引き続き、委託時に配付・説明を行うとともに、定期的に児童との個別面接を実施する。 【県】②検証委員会での検討を踏まえつつ、今後検討していく。
(5)児童相談所 ①一時保護や措置にあたり、子どもの最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの意向を尊重するとともに、処遇等について十分に説明【児相】 ②児童福祉司を対象とした研修について、子どもの権利擁護に関する内容の充実を図るとともに、計画的な受講により資質向上を図る【県】	【児相】一時保護については、閉鎖的な空間での生活の長期化を避け、早期に支援の見通しを立てるほか、施設・里親等への一時保護委託を活用した。児童の年齢等を考慮したわかりやすい丁寧な説明や、里親等委託や施設入所の際は事前に見学等を行うなど、児童の意向の尊重等に努めた。 【県】②児童福祉司等に対して、児童福祉司任用後研修(法定)を実施し資質向上を図った。	【児相】引き続き、左記のような対応を継続して行く。 【県】児童福祉司任用後研修等の研修において、子どもの権利擁護をより一層意識した内容とするよう努めていく。
(6)施設内虐待(施設入所又は里親等に委託されている子どもへの虐待) 被措置児童等虐待の届出等を受理した場合、ガイドラインに基づいて事実確認を行い、その疑いが強い場合は、処遇審査部会に報告した上で、虐待を受けた子ども等への支援を行い、必要な処分や再発防止に向けた指導等を実施【県】	【県】左記のとおり実施しているところ。令和2年度後半に把握した重大な被措置児童虐待については、処遇審査部会を検証委員会に位置づけ、再発防止に向けた検証を行うこととした。	【県】引き続き、同様の取組を継続するとともに、検証委員会の開催等により検証作業を着実に進め、年度内を目途に検証報告がまとまるよう対応する。

<p>(7)その他 子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けては、現在国において調査研究を行っていることから、その結果を注視しつつ、本県の体制のあり方を検討【県】</p>		<p>【県】令和3年度から国によるモデル事業が開始されていることから、その動向を注視していく。</p>
--	--	---

基本目標1: 当事者である子どもの権利が守られる (第2章 当事者である子どもの権利擁護 計画P4~10)

○目指すべき姿

・社会的養育の当事者である子どもが、自らの意思を表明し、大人がそれらをきちんと酌み取った上で、子どもの最善の利益を考慮した適切な養育や支援が行われる社会を実現します。

○取り組む内容

- ・様々な場面で、子どもが自分の権利について学ぶ機会を設けるとともに、子どもの意見を聴く仕組みを検討します。
- ・一時保護所の生活環境改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備の促進を図ります。

○具体的な取組

第2節 一時保護改革に向けた取組

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
<p>(1) 一時保護における子どもの権利擁護</p> <p>①子どもの個別状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の個室化・一時保護専用施設の整備を推進するとともに、個別状況を踏まえた日課を検討【県・児相】</p> <p>②一時保護された子どもについて、適切に教育を受けられるよう、一時保護委託の積極的な検討、通園・通学のための必要な支援を実施【児相】</p> <p>③子どもの権利及び保護中の制限内容、権利が侵害された際の解決方法に関して、子どもの年齢等に応じて説明、児童福祉審議会(処遇審査部会)を活用するなど、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を実施【児相】</p> <p>④子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価の活用など外部評価の実施について検討【児相】</p> <p>⑤研修機会や内容の充実による一時保護所職員等(委託先職員等・里親含む)の専門性強化、資質向上に努める【県・児相】</p> <p>⑥保護者調整等を迅速に行い、早期に援助方針の決定が行われるよう努める【児相】</p>	<p>【児相】①一時保護専用施設との運用面での打合せや、一時保護委託先に対象児童への対応について具体的に依頼するなどの対応を行っている。</p> <p>②できるだけ通学が継続できるよう、施設や里親等への一時保護委託を活用している。</p> <p>③保護所においては、「しおり」を活用して生活ルール等について確認するとともに、相談可能な旨を周知しているほか、意見箱を設置している。措置児相の面接時にも児童の様子を把握するよう努めているが、不十分な場合もある。</p> <p>④年1回自己評価を実施している。</p> <p>⑤コロナ過により外部研修に参加できなかったが、児童指導員部会において、リモート方式で研修会を実施した。</p> <p>⑥できる限り迅速な援助方針の決定に努めているが、一定の時間を要する場合も少なくない。</p> <p>【県】①一時保護所において、新型コロナウイルス感染症対策を兼ねた個室を保護所2か所・計3室増設した。また、一時保護専用施設について、国・県補助金を活用し新たに2か所整備された。</p> <p>②一時保護委託児童通学送迎費(措置費)を予算計上し、一時保護委託先からの通園・通学に係る経費を支弁した。</p> <p>④一時保護委託先ともなる児童養護施設2施設が第三者評価を受審した。</p>	<p>【児相】①一時保護所では、職員体制等により、児童ごとに個別の日課を設定することが難しい。増設された個室の有効活用を検討。</p> <p>②施設や里親登録の状況により、通学の継続を念頭にいた委託ができない場合がある。</p> <p>③令和3年4月から一定の児童について、契約弁護士(第三者)による保護中の面接(意見聴取)を試行し始めた。</p> <p>④第三者評価の受審について、検討が必要である。</p> <p>⑤引き続き、指導員部会において職員研修を実施。</p> <p>⑥対応や協力を得るのが困難な保護者等への対応については、早期に法律・医療等の専門家の助言を得るなど、迅速な方針決定に努める。</p> <p>【県】①引き続き、国・県補助金の活用等により一時保護専用施設の整備を推進する。</p>
<p>(2) 一時保護先の確保</p> <p>①一時保護であっても地域における養育を推進するという観点から、里親等への一時保護委託を推進(特に乳幼児)し、一時保護の受け皿の拡大を目指す。【児相】</p> <p>②専門的ケアの必要性等により施設での養育が選択されるケースも多くあるなか、子どもの安全面や職員の負担軽減を図るため、一時保護専用施設の設置を推進【県】</p>	<p>【児相】一時保護であっても(特に乳幼児については)家庭と同様な環境で過ごせるよう、積極的に里親等委託について検討している。</p> <p>【県】②一時保護専用施設は令和元年度末の1か所(定員4)に対し、3年4月時点で3か所(定員14)まで増加した。</p>	<p>【児相】①里親への意向調査等を行い、受け入れ可能な里親の把握に努める。委託が可能な里親登録数が少ない。</p> <p>【県】②引き続き、国・県補助金の活用等により一時保護専用施設の整備を推進する。</p>

基本目標2:地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる(第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 計画P11~24)

○目指すべき姿

・地域のすべての子どもや子育て家庭が、困難に直面したとき、必要な相談・支援が切れ目なく受けられる地域社会を構築し、子どもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる体制を作ります。

○取り組む内容

- ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進と児童相談所への「地域養育支援担当」配置により、地域の特色を生かした「子ども家庭支援ネットワーク」を構築します。
- ・児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し、機能を強化します。
- ・産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握を進め、成立後の相談支援体制を強化します。

○具体的な取組

第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
(1) 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置促進等 ①子ども家庭総合支援拠点(R4年度まで)、子育て世代包括支援センター(R5年度末まで)を全ての市町村に設置できるよう、研修会等を通じ必要な助言・情報提供を実施【県・児相】 ②市町村における保護者支援の充実を図るため、児童養護施設、乳児院、里親等を活用したショートステイ事業等の実施を支援【県・児相】	【児相】①②区域内の市町村を対象とする研修会を開催し、拠点の設置について働きかけた。 【県】①R2.8.6に日本大学鈴木秀洋准教授を講師とした子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する研修会を開催し、61名が参加した。3市町村の取組事例の報告を併せて行った。 ②要保護児童対策地域協議会調整担当者研修会(法定)を通じて、ショートステイ事業等の支援メニューの確保を依頼したほか、里親への委託が可能となったことから、その旨周知を図った。 ※全ての乳児院・児童養護施設がショートステイ(一部トワイライトステイを含む)事業を受託している。	【児相】①②モデル市町村((2)参照)への重点的な支援、研修会や個別市町村への訪問等を通じて、拠点設置の働きかけや助言等を行う。同様に、ショートステイ事業開始の働きかけや里親等を活用した同事業の実施について個別に調整する。 【県】①②子ども家庭総合支援拠点に関する外部研修会への参加を市町村に促すとともに、県独自の研修会を引き続き企画する。
(2) 市町村子ども家庭支援ネットワークの構築 ①社会的困難を抱える子どもや保護者を地域で包括的に支援するため、子ども家庭総合支援拠点を中核とする「子ども家庭支援ネットワーク」の体制構築を促進【県・児相】 ②ネットワークの構築にあたり、市町村に対し必要な助言等を行うほか、多くの社会資源が参画できるよう、必要な専門知識を持つ有識者の派遣や調整等を実施【県・児相】	【児相】児相ごとに、市町村とも相談の上、協働で支援拠点の設置・ネットワークの強化に取り組むモデル市町村(2か所)を選定し、令和3年度に取り組むこととした。 【県】地域養育推進担当者会議を開催(1回)し、取組内容の共有を図った。児相ごとに、協働で支援拠点の設置・ネットワークの強化に取り組むモデル市町村(2か所)を選定し、令和3年度に取り組むこととした。 ※多くの乳児院・児童養護施設(13/18)がいずれかの市町村要保護児童対策地域協議会の構成機関となっている。	【児相】①②モデル市町村((2)参照)への重点的な支援、研修会や個別市町村への訪問等を通じて、拠点設置の働きかけや助言等を行う。モデル市町村については、有識者等による助言機会を設けるなどの調整を行う。 【県】左記について、具体的な取組を推進するとともに、実践例の蓄積・共有を行う。
(3) 児童相談所への地域養育推進担当の配置 各児童相談所に、市町村における児童・家庭相談体制の構築支援を推進する「地域養育推進担当」を配置し、市町村への支援体制を強化【県・児相】	【児相】地域養育推進担当者を指定した。 【県】児相に対して地域養育推進担当者の選出を依頼し、児相ごとに指定。	【児相】担当者を中心に、市町村訪問や研修会の開催等を通じて、拠点設置・ネットワーク強化について実情の把握や助言を行う。特に、小規模市町村における体制整備が1つの課題となる。 【県】児相に対し、モデル市町村との取組について具体化を依頼するとともに、情報共有等を図る。
(4) 母子生活支援施設のあり方・活用の検討 母子生活支援施設の今後のあり方や施設の特徴を活かした多機能化等について検討し、活用が十分図られるよう努める【県】	【県】「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」の策定(R3.6)にあたり、DV被害者への継続的な支援の場として活用の可能性があることを確認した。	【県】DV被害者の避難先としての役割だけでなく、母子家庭の自立に向けた支援や退所後の相談・援助機関としての機能も踏まえ、設置市の意向も確認しながら、県としての支援のあり方を検討していく。
(5) 人材育成 ①子ども家庭総合支援拠点等の設置促進・機能向上が図られるよう、関係職員向けの研修を充実し、専門的知識を有した人材の育成を図る【県】 ②母子生活支援施設、児童家庭支援センター等の職員に対する研修を実施し、人材育成を図る【県】	【県】①市町村、児童相談所、児童家庭支援センター職員等を対象に、子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する研修会を開催した(上記参照)。 ②市町村・県・児童福祉施設の職員等を対象に、児童虐待・DV防止後援会(テーマ:コロナ過におけるDV被害者支援のあり方)を開催し、77名が参加した。	【県】引き続き、研修内容の充実等を図っていく。

基本目標2: 地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる (第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 計画P11~24)

<p>○目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての子どもや子育て家庭が、困難に直面したとき、必要な相談・支援が切れ目なく受けられる地域社会を構築し、子どもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる体制を作ります。 <p>○取り組む内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進と児童相談所への「地域養育支援担当」配置により、地域の特色を生かした「子ども家庭支援ネットワーク」を構築します。 ・児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し、機能を強化します。 ・産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握を進め、成立後の相談支援体制を強化します。 		
○具体的な取組		
第2節 児童相談所の強化		
取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
<p>(1) 専門職員の確保・育成</p> <p>①福祉職の社会人採用を積極的に進め、新たな国の基準に基づき、専門職員の確保・配置を計画的に実施【県】</p> <p>②スーパーバイザーの育成など、人材育成の視点を重視した人事異動に努める【県】</p>	<p>【県】①福祉職及び心理職の社会人採用を6名を採用するとともに、児童相談所の児童福祉司を令和元年度から9名増員し、体制の強化を図った。</p> <p>②将来に向けた人材育成の視点を踏まえ、適材・適所の人事配置に努めた。</p>	<p>【県】①引き続き、専門職員の社会人採用を積極的に進めるとともに、国の基準(児童福祉司:人口3万人に1人、児童心理司:児童福祉司2人につき1人)を満たすよう、専門職員の配置を計画的に進めていく。</p> <p>②引き続き、人材育成の視点を重視した人事異動に努める。</p>
<p>(2) 児童相談所の介入機能と支援機能の分離</p> <p>児童相談所の介入と支援機能の分離について、今後の方針について検討【県】</p>	<p>【県】児童相談所長からの意見聴取、他県の状況調査等を踏まえ、本県で導入する場合のメリット、デメリットについて考察した上で、「必要なケースにおいて個別に機能の分離を図る」と整理した。</p>	<p>【県】当面は左記整理により対応するが、全国的な動向や介入・支援の実情を踏まえ、毎年度、児童相談所長連絡会等で対応を議論する。</p>
<p>(3) 関係機関との連携強化</p> <p>①市町村・警察・児童福祉施設・学校・里親会等の関係機関(者)と連携し情報共有等を図ることによって児童虐待の未然防止や早期発見に努める。適切な役割分担の下で子ども家庭への支援がきめ細やかに見える体制づくりを推進【県・児相】</p> <p>②体制づくりのための懇談の場の確保に努める【県・児相】</p>	<p>【児相】区域内市町村の要保護児童対策地域協議会へ参画しているほか、警察署との連絡会、施設との連絡会、里親委託等推進委員会等を各所ごとに開催し、地域の関係機関との連携強化を図っている。</p> <p>【県】①児童相談所と警察本部との連携について、連絡会を開催した。</p> <p>②児童相談所の体制整備・体制強化に係るアンケートを実施した。</p>	<p>【児相】左記について引き続き継続する他、地域の実情等を踏まえ、市町村を訪問しての研修会の開催、学校関係者への虐待(疑い)発見時の初期対応の周知など、児相ごとに個別の取組を検討(予定)している。</p> <p>【県】①引き続き、連絡会の開催により警察本部との連携強化を図るほか、関係機関の連携強化に努めていく。</p> <p>②児童相談所の体制整備や地域における関係機関の連携強化を目的に県内10圏域において地域懇談会を開催予定。</p>
<p>(4) 児童家庭支援センターとの連携強化</p> <p>「児童家庭支援センター」の設置推進、児童相談所との役割分担を明確にすることで、児童家庭支援センターが補完機能を十分発揮できるよう連携を強化【県・児相】</p>	<p>【児相】児童家庭支援センターへの指導委託を通じて連携を図ったり、個別の連絡会を設定するなどして区域において個別に連携を深めている。</p> <p>【県】児童家庭支援センター運営会議を2回開催した。各児童家庭支援センターを訪問し、現状・課題・要望等を聴取するなどし、相談件数の計上方法や児童相談所による児童家庭支援センターへの指導委のあり方について一定の整理を行った。</p>	<p>【児相】他機関を含めた連携を念頭におきつつ、引き続き、区域におけるセンターとの連携を深めていく。</p> <p>【県】引き続き、運営会議の場で課題の協議、各機関の情報交換や認識の共有を図るとともに、事業運営の実情を踏まえつつ、機能強化に取組んでいく。</p>
<p>(5) 児童相談所の配置のあり方の検討</p> <p>今後国から示される児童相談所の管轄区域を定めるための参酌基準を踏まえ、本県における最適な児童相談所の配置のあり方について検討【県】</p>	<p>【県】児童相談所の配置のあり方を検討する際の検討材料とするため、現状と課題について、市町村、関係機関に対するアンケートを実施した。</p>	<p>【県】今後示される国の参酌基準や、令和2年度に実施したアンケート結果や今後開催予定の地域懇談会における意見等を踏まえ、引き続き配置のあり方について検討していく。</p>

基本目標2: 地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる (第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 計画P11~24)

<p>○目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての子どもや子育て家庭が、困難に直面したとき、必要な相談・支援が切れ目なく受けられる地域社会を構築し、子どもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる体制を作ります。 <p>○取り組む内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進と児童相談所への「地域養育支援担当」配置により、地域の特色を生かした「子ども家庭支援ネットワーク」を構築します。 ・児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し、機能を強化します。 ・産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握を進め、成立後の相談支援体制を強化します。
--

○具体的な取組

第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
<p>(1) 市町村・産科医療機関等との連携強化</p> <p>①長期的に養育が困難と見込まれる子どもの早期把握のため、市町村・産科医療機関等との情報共有を推進し、市町村の協力の下、連携して特別養子縁組制度を周知【県・児相】</p> <p>②特別養子縁組の検討対象となる子どもを妊娠期から把握し、十分なアセスメントとマッチング等を実施できるよう、引き続き産科医療機関等と連携して取組む【県・児相】</p>	<p>【児相】①里親委託等推進委員会において、連携強化について検討・研修会を開催した児相や、市町村担当者研修会において制度説明を行った児相がある。</p> <p>②産科医療機関等から相談があった場合に、地区担当福祉司と里親養育支援担当福祉司が連携して対応している児相がある。</p> <p>【県】児童相談所が関与して成立した特別養子縁組は、18件(前年度比+5件)であった。要保護児童対策地域協議会調整担当者研修会、「にんしんSOSながの」による研修会を開催した。</p>	<p>【児相】市町村や産科医療機関の担当職員向けに制度周知等を行うなど、連携の強化を図る。</p> <p>【県】引き続き、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修会、「にんしんSOSながの」による研修会等により、関係機関の連携強化を進めて行く。</p>
<p>(2) 「にんしんSOSながの」による取組の推進</p> <p>「にんしんSOSながの」による取組をさらに推進し、広域的な相談体制と支援機関の連携体制を確立。教育委員会等と連携し、学生等を中心とする若年層に対して事業の積極的な周知を図る【県】</p>	<p>【県】産科をはじめとする医療機関、保健師等の行政関係者、教員等の学校関係者等を対象に相談支援報告会、シンポジウムを開催した。</p> <p>また、事業委託先(うえだみなみ乳児院)において「新たなこども家庭福祉」の授業用動画を製作し、東海大諏訪高校協力の下、モデル授業を実施した。</p>	<p>【県】教育委員会等と連携し、改めて、県内の中学、高校、専門学校等に広報物(カード、チラシ、ポスター)を配布。委託先を中心に、教育委員会、市町村、医療機関等と連携しシンポジウムと研修会を実施する予定。</p>
<p>(3) 民間あっせん機関との連携</p> <p>民間あっせん機関との情報共有や養子縁組里親の紹介等に係るしくみの構築等について、検討【県】</p>	<p>【県】養子縁組里親が民間あっせん機関に登録し、あっせんを受ける事例が毎年数件ある。</p>	<p>【県】左記状況について、まずは実情を把握することが必要である。</p>
<p>(4) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置</p> <p>①各児童相談所に、児童福祉施設、ファミリーホーム、地区里親会、市町村等の関係者を構成員とする里親委託等推進委員会を設置し、地域の課題・強みを踏まえ、新規里親の開拓から委託後の支援までを一貫した支援体制の下推進【児相】</p> <p>②当委員会では、児童相談所毎の目標達成に向けた課題や進捗管理、特別養子縁組や里親委託推進のための具体的取組等について検討【児相】</p> <p>③各地域の委員会相互の情報交換や課題共有、他県における先進事例の研究等を行うための長野県里親委託等推進委員会を定期的に開催し、県全体の目標達成に向けた進捗管理や推進体制強化に努める【県】</p>	<p>【児相】①②各児相とも概ね2回程度の推進委員会を開催し、市町村関係者等の理解を促進するとともに、各所において地域の里親養育支援の(協力)体制等について検討等を行った。</p> <p>【県】③県里親委託等推進委員会を2回開催した。策定された本計画内容の説明や児相ごとの推進委員会の取組発表等を行った。</p>	<p>【児相】①②引き続き、地域の実情に応じ、児相ごとに工夫を凝らした取組を進めて行く。</p> <p>【県】引き続き、年数回県委員会を開催していく(R3年度第1回7/29開催予定)が、地域の実情に応じ、児相ごとの推進委員会を主体に取組を進めて行く。</p>
<p>(5) 特別養子縁組成立後の支援体制の充実</p> <p>特別養子縁組成立後の子どもや養親の状況について、里親委託等推進委員会を中心に、児童相談所等の関係機関が連携し、成立後の継続的な支援体制の構築について検討【児相】</p>	<p>【児相】縁組の成立(養子縁組里親委託解除)後も養親の意向を踏まえ、児相等による何らかの支援を継続している。</p>	<p>【児相】引き続き、関係機関の協力を含め、成立後の支援に留意していく。そもそも特別養子縁組の活用が望ましい事例が里親制度につながるような取組や、民間あっせん機関からあっせんを受けた縁組(成立後)への支援の実施についても取組を検討する児相がある。</p>
<p>(6) 子どもの権利保障</p> <p>児童相談所が関与したケースにおいて、子どもの出自を知る権利を保障するために、関係機関と協力して、適切な真実告知等が行われるよう支援【児相】</p>	<p>【児相】里親サロンにおいてテーマとして取り上げる等の取組をしている児相がある。里親等に対応が委ねられる場合も少なくない。</p>	<p>【児相】子どもの出自を知る権利は大切なことから、里親同士が情報交換する場を設けたり、里親等との相談を通して、真実告知の実施を支援していく必要がある。</p>
<p>(7) 研修機会の充実</p> <p>児童相談所等の関係機関の職員が、特別養子縁組に関する理解を深め、選択肢としての認知度を向上させるため、各種研修等において特別養子縁組に関する内容の充実を図る【県・児相】</p>	<p>【児相】里親養育支援担当者がオンラインによる研修会等に参加した児相があった。また、市町村職員等に対して研修会を開催した児相もある。</p>	<p>【児相】相談対応の窓口となる地区担当福祉司に対する研修機会の設定等を行っていく。</p> <p>【県】関係職員に対する、特別養子縁組をテーマとする研修会の開催について検討する。</p>

基本目標3:家庭と同様の環境において養育される(第4章 家庭と同様の環境における養育の推進 計画P25~46)

○目指すべき姿

・代替養育が必要な子どもについては、子どもの意向や最善の利益を考慮した上で、施設での専門的なケアが必要な児童を除き、より家庭に近い環境である里親による養育を優先します。

○取り組む内容

- ・長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位で設置する里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育を支援する取組を推進します。
- ・児童養護施設、乳児院等における家庭的な養育環境の整備や市町村等と連携した地域の子育て支援に関わる取組を推進します。

○具体的な取組

第2節 里親等への委託の推進

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
(1)児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置(再掲) ①各児童相談所に里親委託等推進委員会を設置し、地域の課題・強みを踏まえ、新規里親の開拓から委託後の支援までを一貫した支援体制の下推進【児相】 ②当委員会では、児童相談所毎の目標達成に向けた課題や進捗管理、特別養子縁組や里親委託推進のための具体的取組等について検討【児相】 ③各地域相互の情報交換や課題共有、他県における先進事例の研究等を行うための長野県里親委託等推進委員会を定期的に開催し、県全体の目標達成に向けた進捗管理や推進体制強化に努める【県】	【児相】①②各児相とも概ね2回程度の推進委員会を開催し、市町村関係者等の理解を促進するとともに、各所において地域の里親養育支援の(協力)体制等について検討等を行った。 【県】③県里親委託等推進委員会を2回開催した。策定された計画内容の説明や児相ごとの推進委員会の取組発表等を行った。	【児相】①②引き続き、地域の実情に応じ、児相ごとに工夫を凝らした取組を進めて行く。 【県】③引き続き、年数回県委員会を開催していく(R3年度第1回7/29開催予定)が、地域の実情に応じ、児相ごとの推進委員会を主体に取組を進めていく。
(2)児童相談所への地域養育推進担当の配置(再掲) 各児童相談所に、里親等による養育を推進する「地域養育推進担当」を配置し、里親等への委託推進体制を強化【県・児相】	【児相】各所で地域養育推進担当者を指定。 【県】地域養育推進担当者の指定を各児相に依頼するとともに、これまで児童相談所広域支援センターが担っていた里親登録前の調査等について、児相への移行を開始した。	【児相】令和3年度は、全ての児相で専任の里親養育支援担当者を指定。 【県】全ての児相において、里親養育支援に関する専任担当者を指定。登録前の調査等について児相へ移行した。
(3)里親制度の普及・啓発 効果的な広報啓発の実施や、市町村の広報誌への情報掲載等により里親制度の広報・啓発活動の推進により、里親登録数の増加に努める。【県・児相】	【児相】里親委託等推進委員会等により依頼を行い、市町村の広報誌等への広報啓発記事の掲載を依頼したり、市町村や児童福祉施設等の協力を得て(又は市町村職員等に対して)、説明会を開催するなどの対応を行った。独自のポスター等を作製し広報啓発を行う児相・児童福祉施設や不妊治療を実施する医療機関回りを実施した児相もあった。 【県】里親登録数について、新規登録30家庭(うち養育里親20家庭)となった。コロナ過の影響も考えられ、R1年度(42家庭(うち養育里親27家庭)より減ったものの、児童相談所の取組強化や包括的里親支援業務委託先の取組等により、H30年度以前と比べると高水準を維持している。	【児相】引き続き、区域内の関係機関の協力を得るなどして、広報啓発の取組を実施する。 【県】引き続き、コロナ過の影響が避けられないが、リモート手段の活用等を含めた工夫をしながら、地域ごとに広報・啓発活動を進めて行く。
(4)包括的里親支援業務の民間委託に係る今後の方向性の検討 ①乳児院1か所に委託した包括的里親支援業務が令和2年度に3年目。事業成果等について検証を行い、本事業の方向性について検討【県】 ②児童相談所におけるフォスタリング機能を強化する取組を重点的に実施。児童相談所と里親支援機関がチームとして里親等の養育を支援する体制を構築。役割に応じた機能を高め、フォスタリング機関の育成につなげる。【県・児相】	【児相】②里親支援専門相談員の里親調査への同席など、地域において児童相談所を中心に連携・協働によるフォスタリング機能を強化する取組を行ったほか、民間フォスタリング機関が活動する地域においては、定期的な打合せ等を実施した。 【県】①児童相談所へのヒアリングや委託先担当里親(愛称:フォスターホーム)へのアンケート等を実施し、一定の成果が出ていることから、事業の継続・拡充が望ましいとの結論を得た。 ②児童相談所をフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)として位置づけていくことを明確化した。	【児相】②引き続き、左記のような取組を推進し、民間フォスタリング機関の活動や里親支援専門相談員との連携・協働を図り、児童相談所を中心とするフォスタリング機能を強化していく。 【県】①包括的里親支援業務の委託(=民間フォスタリング機関)は国の方針にも沿っていることから、事業の拡充を進めて行く(令和3年度から新たに乳児院1か所に委託開始)。一方で、今後の拡充のためには、財源的な課題がある。

<p>(5) 施設による里親等への委託推進に向けた取組</p> <p>① 里親支援専門相談員の配置促進、児童家庭支援センターによる委託後の里親支援の役割の強化等により、これら関係機関による里親等への支援体制の強化を図る。【県・児相】</p> <p>② 里親支援専門相談員等の施設職員は、長年勤務している経験豊富な担当者が多く在籍。子どもや里親等に対する長期的な支援の担い手として、児童相談所職員とともにチームとして支援にあたる。【県・児相・施設】</p>	<p>【児相】②上記のほか、個別の支援を通じて、里親支援専門相談員以外の施設職員の協力を得ている場合もある。</p> <p>【施設・県】①②里親支援専門相談員は、新たに2名が配置となり、計12名となった。</p>	<p>【児相】①上記のほか、里親支援専門相談員以外の施設職員向けに里親制度等に関する研修実施を検討する児相がある。</p> <p>【施設】②里親支援専門相談員は、新たに1名が配置となり、計13名となった。</p> <p>【県】①②児童相談所等のフォスタリング機関を中心とする連携・協働をより一層進めて行く。</p>
<p>(6) 里親の資質向上支援</p> <p>① 里親登録前研修や、更新研修について内容を充実。里親が研修を受講しやすい環境の整備に努める【県・児相】</p> <p>② 登録里親の特性等を正確に把握し、里親の意向も踏まえ、一時保護委託やショートステイにおける活用を推進【県・児相】</p>	<p>【児相】②里親への一時保護委託を積極的に検討している。</p> <p>【県】①コロナ過の影響があったものの、登録前研修については、各地において基礎研修(1日)5回(計108名参加)、登録前研修(2日)4回(計71名参加)を開催した。</p>	<p>【児相】①研修内容の見直し・説明の工夫等を行うとともに、里親希望者が参加しやすい日程や場所に留意し、里親登録前研修等を開催していく。</p> <p>②里親の意向について把握し、引き続き、一時保護委託について積極的に検討・実施していく。</p> <p>【県】①昨年度まで広域支援センターで研修を開催していたが、児童相談所の協力により開催する形式に移行する。できる限り円滑な移行に努めるとともに、内容の充実等を図る。</p>
<p>(7) 里親会と連携した里親等への支援</p> <p>① 経験者のノウハウ等を最大限活用し、里親同士の情報交換・養育技術向上を図る。里親サロン開催など、里親会・県連合会との連携した取組を推進【県・児相】</p> <p>② 児童相談所単位の里親委託等推進委員会等が中心となり、里親会活動を支援【県・児相】</p>	<p>【児相】①②コロナ過により活動が縮小した地域もあったものの、多くの地域において、里親会と連携して里親サロンが開催された。</p> <p>【県】①上記研修の際、先輩里親体験談のコマを実施。多くの里親さんから協力を得た。</p>	<p>【児相】①②引き続き、里親会と連携し、里親サロンを開催し、里親同士のつながりの確保や養育技術の向上などを図っていく。</p> <p>【県】①引き続き、登録里親の協力を得て、体験談のコマを実施していく。</p>
<p>その他、(8) 地域社会と連携した里親等への支援、(9) 里親等への委託推進に関わる職員の資質向上、(10) 広域での里親等への委託マッチングのためのしくみの検討【県・児相】</p>	<p>【児相】地域の関係者が里親家庭を支援する応援会議を開催したり、市町村職員と児相職員が里親制度についてともに学ぶ機会を設定するなどした児相があった。また、区域内に適当な委託候補里親がなく、他児相に委託先を照会する場合があった。</p>	<p>【児相】応援会議の開催、要保護児童対策地域協議会の活用など、地域関係者を巻き込んだ里親家庭の支援に努めて行く。</p> <p>【県】研修会や会議開催による関係職員等の資質向上を目指すほか、広域的なマッチングの仕組みづくりについても検討していく。</p>

基本目標3:家庭と同様の環境において養育される(第4章 家庭と同様の環境における養育の推進 計画P25~46)

○目指すべき姿 ・代替養育が必要な子どもについては、子どもの意向や最善の利益を考慮した上で、施設での専門的なケアが必要な児童を除き、より家庭に近い環境である里親による養育を優先します。 ○取り組む内容 ・長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位で設置する里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育を支援する取組を推進します。 ・児童養護施設、乳児院等における家庭的な養育環境の整備や市町村等と連携した地域の子育て支援に関わる取組を推進します。	○具体的な取組	
第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
<p>(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み</p> <p>① 里親等委託や家庭復帰を前提とする場合、一時保護(委託)はできるだけ短期間とし、早期に入所措置に移行したうえで、児童相談所、施設、市町村が連携・支援体制を構築し、家庭養育への移行を促す【児相】</p> <p>② 特に乳児は、一時保護(委託)は原則2週間以内とした上で、早期に入所措置に移行し、児童相談所等による連携支援体制を構築し、できるだけ早期に家庭養育に移行【児相】</p> <p>③ 施設の定員設定は、今後、各種状況を踏まえ、施設機能が十分発揮されるよう、引き続き施設への丁寧なヒアリングや情報提供を行い、適正に管理【県】</p>	<p>【児相】①②一時保護(委託)期間の短縮化や、特に乳児については家庭養育による処遇を意識して対応しているほか、施設入所児童について援助方針の見直しを図った児相もある。</p> <p>【県】③グループホーム(地域小規模児童養護施設)の新設に伴い、令和元年度末の県内グループホームは9か所、3年4月は10か所となった。施設の定員は、令和元年度末の545人(内グループホーム54人)から令和3年4月時点535人(内グループホーム60人)となる見込み。</p>	<p>【児相】①②左記取組を引き続き継続する。一方、児相をはじめとする関係者・機関の意識の変革が必要と考える児相もある。</p> <p>【県】③引き続き、施設に対するヒアリング等を通じ、県内施設におけるグループホームの計画的な設置促進を図っていく。</p>
<p>(2) 小規模化かつ地域分散化</p> <p>① 毎年度各施設の状況把握のヒアリングを実施し、国庫補助制度の活用・県予算の確保に努める【県】</p> <p>② これまで以上に職員の専門性の確保等が不可欠であり、第6章における人材育成を推進するとともに、施設運営法人と連携し、職員の処遇改善に努める【県】</p> <p>③ 地域社会において、このような取組に対し理解と支援が十分得られるよう、広報啓発を推進【県】</p>	<p>【県】①国・県の補助制度の活用を図るとともに県予算を確保するため、施設に対し補助金を活用した施設整備の希望について照会するほか、関係団体からの要望を受けるなど、随時施設等からの相談に対応している。</p>	<p>【県】①③今後も、国・県の補助制度を活用した施設整備を促進するため、補助制度の動向について施設へ情報提供を行うとともに、施設整備の希望や施設整備に係る補助のあり方等について施設からヒアリングを行い、相談・助言等について丁寧に対応していく。</p> <p>② 人材確保・育成システム検討会(仮称)を設置し、検討を始める。</p>
<p>(3) 高機能化及び多機能化・機能転換</p> <p>① 入所児童及び一時保護委託児童双方への影響の軽減、できる限り家庭的・開放的な環境による一時保護(委託)となるよう、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置を推進【県】</p> <p>② 施設の市町村要保護児童対策地域協議会への参画をはじめとする市町村との協働、児童家庭支援センターの設置及び児童相談所との協働を積極的に推進。特に乳児院については、その専門性を活かし、総合的な養育支援施設としての展開を積極的に推進【県・児相・施設】</p> <p>③ ケアニーズが高い子どもへの支援が十分行われるよう、心理療法担当職員や看護師等の専門加算職員の配置を引き続き進め、研修の充実により施設職員全体の資質向上を図る【県・施設】</p> <p>④ 里親支援専門相談員の配置をさらに進め、乳児院については、包括的里親支援業務の今後の方向性について検討【県】</p> <p>⑤ 施設退所後のアフターケアや各種支援の充実について検討【県】</p>	<p>【児相】②施設の要保護児童対策地域協議会との協働状況を把握した児相があったほか、施設から家庭復帰する場合などは、個別ケース検討会議等により連携を図っている。</p> <p>③ 区域内施設の新規採用職員向けに研修会を開催した児相があったほか、児童相談所事例検討会において、検討ケースに関係する施設職員の参加を得て検討を行った。</p> <p>【県】①令和2年4月児童養護施設慈恵園に一時保護専用施設(定員6名)が開設された。</p> <p>②新たに児童家庭支援センター2か所が開設され(母体:つつじが丘学園・松本あさひ学園)、県内の児童家庭支援センターは5か所となった。</p> <p>③施設等の管理者クラスを対象に、施設の人材確保・育成について研修会を開催(R3.2.4)した。</p> <p>④里親支援専門相談員について、新たに2名が配置され12名となった。また、包括的里親支援業務の委託については、一定の評価が得られたため、引き続き、継続・拡充していくこととした。</p> <p>⑤児童養護施設等退所者アフターケア事業補助金について、施設等の意向を踏まえ、対象者の拡充等を検討した。</p> <p>【施設】②ショートステイ事業のほか、養育支援訪問事業等に関わったり、児童発達支援事業・放課後等デイサービスを実施する施設もある。また、児童家庭支援センター2か所が開設(上記)。</p>	<p>【児相】②市町村との連絡会や個別ケース検討会議等を通じて、施設を含めた連携・協働の推進等について働きかけて行く。</p> <p>③施設職員向けにペアレント・トレーニング研修会の実施を予定する児相もある。</p> <p>【県】①令和3年4月 おさひめチャイルドキャンプに一時保護専用施設(定員4名)が開設された。</p> <p>②児童家庭支援センターについては、個別訪問・運営会議等を通じ、児童相談所や市町村との連携強化を促していく。</p> <p>③施設職員の資質向上については、人材育成・人材確保検討会(仮称)での検討を踏まえ、これまで以上に留意していきたい。</p> <p>④里親支援専門相談員については、新たに1名が配置され13名となった。また、包括的里親支援業務については、左記評価を踏まえ、新たに1か所(うえだみなみ乳児院に加え、松本赤十字乳児院)への委託を開始した。</p> <p>⑤アフターケア事業補助金について、対象者の拡充等を図った。</p>
<p>(4) 児童心理治療施設、児童自立支援施設における取組</p> <p>「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に記載された内容を踏まえ、国の動向を注視しつつ、子どものケアニーズに十分応える施設となるよう引き続き検討【県】</p>	<p>【県】子どものケアニーズに応えることができる施設となるよう、施設からの要望についてきめ細かく聞き取りを行い、必要となる予算の確保を行うとともに、施設における子ども等の状況把握を定期的に行っている。</p>	<p>【県】引き続き、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示すとした国の動向を注視しつつ、子どものケアニーズに応えることができる施設としての役割を果たしていく。</p>

基本目標4:子どもの自立が促進される(第5章 子どもの自立支援の推進 計画P47~49)

<p>○目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替養育により育てられた子どもの自立支援にあたっては、必要とされている自立支援策の充実を図り、自立後も継続して生活が円滑に営めるよう支援していきます。 <p>○取り組む内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に関する実態・課題の把握に努めつつ児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を充実させます。
--

○具体的な取組

子どもの自立支援の推進

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
<p>(1) 自立支援事業の充実・周知</p> <p>①本県独自に実施している児童養護施設アフターケア促進事業について、効果や課題を検証し、事業の改善に努める。国制度等を活用した各種給付・貸付事業については、十分活用されるよう、関係者等に対する積極的な情報提供等や申請等の支援を実施【県】</p> <p>②自立後における子どもの権利擁護や福祉の向上等の観点から、未成年後見人制度による保護が必要と認められる児童については、本制度の積極的活用を検討【県・児相】</p>	<p>【児相】②必要に応じ、児童の未成年後見人選任の検討や実際の申立を実施している。</p> <p>【県】①児童養護施設(等)退所者アフターケア促進事業については、11施設(対象児童31名)に対して補助金を交付。自立支援資金貸付事業では、就職者1名、進学者2名に対し貸付を決定し、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行った。</p> <p>②未成年後見人の報酬補助等を行う未成年後見人支援事業について、1名の児童が活用。</p>	<p>【児相】②必要な事例については、引き続き、未成年後見人支援事業の活用を念頭に、後見人選任の申立を行っていく。</p> <p>【県】①児童養護施設(等)退所者アフターケア促進事業については、就職も進学もしていない児童を対象とするなど、制度改革(拡充)を行った。退所児童へのアフターケアが積極的に行われるよう、施設に対し本事業の活用を促していく。</p> <p>②3名(左記1名を含む)が同制度を活用する見込み。</p>
<p>(2) 入所中、委託中の自立支援の充実</p> <p>①児童の自立に向け必要となる学力を保障するため、通塾を推進。退所前の子どもに対し、自立に向けたスキル習得、進学・就職の相談、支援計画の策定などを専門に行う自立支援コーディネーターを児童養護施設に配置できるよう検討【県】</p> <p>②児童養護施設や里親等を対象とする研修会において、自立支援に係る研修を充実し、支援者のスキルの向上を図る【県】</p>	<p>【県】①国の児童保護措置費制度の拡充により、児童養護施設等に入所児童の自立を支援し、退所後のアフターフォローを担う自立支援担当職員を配置することが可能となった。</p>	<p>【県】①児童養護施設3施設に担当職員が配置される見込み。</p> <p>②各種研修会等の場を活用するなどして、自立支援に係る研修内容の充実を図る必要がある。</p>

基本目標5:子どもの養育を地域で支える人材を育成する(第6章 子どもの養育を地域で支えるための人材育成 計画P50~52)

<p>○目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民が一体となって人材確保から育成までを行うシステムの構築を目指します。このシステムでは、県・市町村などの行政と、人材の養成を担う大学等の教育機関、社会的養育の中心となる児童養護施設や里親等、さらにはこれらを支援する関係機関が相互に連携・協力して、専門的な人材の確保・育成を目指します。 <p>○取り組む内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県(児童相談所)、児童福祉施設の職員や里親に対する研修の充実を図るとともに、専門的な人材の確保から育成までを官民一体で行うシステムの構築を進めます。
--

○具体的な取組

子どもの養育を地域で支えるための人材育成

取組項目(概要)	令和2年度取組状況	令和3年度以降の取組(予定等)・課題等
<p>(1) 関係者による人材確保・育成システム検討会(仮称)の開催</p> <p>令和2年度から人材確保・育成システム検討会(仮称)を設置し、市町村、児童相談所、児童養護施設・乳児院の職員の確保、里親を含めたこれらの職員の研修体系や関係機関が連携して実施する研修の充実等について検討【県】</p>	<p>【県】本格的な検討に向けた準備として、主な関係者(大学・施設・児相)による意見交換会を開催し、今後の検討の仕方等について意見を伺った。</p>	<p>対象の範囲が非常に広く、検討の仕方等が難しいが、R3年中に検討会(仮称)を立ち上げる予定。</p>
<p>(2) 人材確保・研修の充実</p> <p>検討会において検討した事項について、最終的な報告前でも、実践可能な取組について、可能な範囲で試行・実践【県】</p>	<p>【県】児童福祉施設等の管理者層を対象に、人材確保・人材育成に関する研修会を開催した(R3.2.4)。</p>	<p>上記検討会において、検討された中で取組み可能なものから順次取り組んでいく予定。</p>